

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による

セーフティネット保証 1 号の認定申請について

■認定要件

次のいずれかに該当することが必要です。

1. 申請者が、当該申請の時点において法第2条第4項第1号の規定による経済産業大臣の指定を受けた者(再生手続開始申立等事業者)に対して50万円以上の売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。)債権又は前渡金返還請求権を有していること。
2. 申請者が、当該申請の時点において当該再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。

■ご持参いただくもの(必須書類、ただし許認可証、委任状は当てはまる方)

- ☐ 1 号申請書 1 通
- ☐ 1 号認定要件確認資料
- ☐ 当該再生手続開始申立等事業者が再生手続等申立のため、債権額の確認に使用し裁判所・管財人に提出した債権届出書、裁判所や弁護士等からの関連通知文書資料の写し等
- ☐ **債権額が50万円以上の場合**(①②のうちどちらかが必須)
50万円以上の債権額が確認できる書類の写し(手形・注文書・請求書等)。
①手形取引がある場合:受取手形の写し(両面とも必要)
②手形取引が無い場合:売掛金台帳、得意先元帳、納品書、請求書及び入金状況が確認できる通帳のコピーなどの資料等の写し(指定事業者から負債額を特定する通知がある場合は、その通知も持参)※全東信の場合は全東信 Web 明細書も可能
- ☐ **債権額が50万円未満の場合**(①②ともに必須)
①申請者の全取引額のうち当該再生手続開始申立等事業者との取引額が20%以上と確認できる書類
例:売掛金台帳、得意先元帳、納品書、請求書及び入金状況が確認できる通帳のコピーなどの資料等の写し(指定事業者から負債額を特定する通知がある場合は、その通知も持参)※全東信の場合は全東信 Web 明細書も可能
※指定事業者から負債額を特定する通知がある場合は、その通知も持参。
②**要件確認資料(取引依存度)**※全取引額は本資料の記載数値にて確認
- ☐ 直近の確定申告書、決算書
 - 【法人】
 - ㊤履歴事項全部証明書(最新のもの)
 - ㊤最新の法人税の決算書類(法人税申告書及び地方法人税申告書(別表1)、法人事業概況説明書(表裏)、決算報告書
 - ※收受印または、法人税のメール詳細(電子申告の場合)等により税務署で受け付けたことがわかるもの
 - 【個人事業主】
 - ㊤開業届(紛失の場合は税務署の再発行が必要)
 - ㊤確定申告書(所得税確定申告書の第一表、青色申告決算書(表裏))
 - ※收受印、所得税のメール詳細(電子申告の場合)等により税務署で受け付け

たことがわかるもの

- ☐ 許認可証(ある場合)
- ☐ 委任状(代理申請の場合)1 通

◆認定窓口・お問い合わせ

藤沢市藤沢607-1 藤沢商工会館 2 階

公益財団法人 湘南産業振興財団 融資担当

TEL 0466(21)3813 FAX 0466(25)4500

◆受付時間

午前 9 時～11 時 30 分

午後 13 時～16 時 30 分

◎土日祝、年末年始休み

◎添付書類が不足している場合、未記入の箇所がある場合は受付できません。

◎申請書をお預かり後、認定書のお渡しは翌々営業日以降にご連絡を差し上げてのお渡しとなります。

湘南産業振興財団

融資 HP

セーフティネット保証1号

